

兵庫労働局発表
平成22年8月26日

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 丸山 拓之
	広報担当 杉田 勝義
	電話 078-367-9152 FAX 078-367-9166

秋の交通労働災害防止運動の取組みについて

兵庫労働局(局長:白川 欽也)では、平成22年度も9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動」期間と定め、県内の事業場を対象として、交通労働災害の防止に向けた取組みを展開することとしている。

兵庫県内の交通事故による労働災害は、死亡者数では、平成21年は前年比で大幅な減少となったが、毎年、全体の20～40%程度を占めており、平成22年は7月末時点で、死亡者数が6人と既に前年の年間死亡者数(4人)を上回っており、増加が懸念される状況にある。死亡災害を業種別にみると、「新聞販売業」と「道路貨物運送業」の占める割合が比較的高いことから、平成22年度も「新聞販売業」と「道路貨物運送業」を重点業種とし、その他全業種を対象として、別添の「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」に基づき、県内の事業場において積極的に運動を展開することとしている。

なお、本運動は、平成18年度から実施している。

(別添資料)

- 1 秋の交通労働災害防止運動実施要綱
- 2 業種別交通労働災害防発生状況
- 3 秋の交通労働災害防止運動の実施について(要請文書)

秋の交通労働災害防止運動実施要綱

主唱

兵庫労働局
県下各労働基準監督署

協賛

兵庫労働局交通労働災害防止関係機関
国土交通省神戸運輸監理部・兵庫県・
兵庫県警察・社団法人兵庫労働基準連合会・
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部・
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部・
神戸新聞社

1 趣旨

兵庫県における平成 21 年の労働災害による死亡者数は 45 人で、前年の 49 人に比べ 4 人減少した。死亡者総数のうち、交通労働災害による死亡者数は 4 人で前年より 9 人減少し、全体に占める比率も 9 パーセントと、大幅な減少となった。業種別では、建築工事業、土木工事業、道路貨物運送業、警備業で各 1 人となっている。

一方、県内の平成 21 年の労働災害による死傷者数は 4,568 人であったが、そのうち交通労働災害によるものは 306 人で、新聞販売業が 55 人、通信業が 45 人、道路貨物運送業が 38 人、道路旅客業が 34 人などとなっている。

以上のように、平成 21 年の交通労働災害は、死亡者数、死傷者数ともに前年に比べ大幅な減少となったが、平成 22 年は 6 月末時点で、前年同期に比べ、死亡者数が 3 倍、死傷者数が 18 パーセントの各増加となっている。特に死亡者数では、道路貨物運送業の 2 人(前年同期 0 人)、死傷者数では、新聞販売業の 24 人(前年同期 19 人)が最も多くなっており、他の業種でも増加が懸念されることから、現状の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることが重要な課題となっている。

このため、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を「秋の交通労働災害防止運動」(以下「防止運動」という。)月間と定め、事業者はもとより行政、労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することとする。

なお、死傷災害の中では、新聞販売業と道路貨物運送業の占める比率が高いことから、新聞販売業、道路貨物運送業を重点業種とする。

2 実施時期

平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

3 対象業種

新聞販売業と道路貨物運送業を重点業種として、その他全業種を対象業種とする。

4 目標

交通労働災害の防止

(特に交通死亡労働災害ゼロ、交通労働災害の大幅減少を目指す。)

5 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 行政・災害防止団体・業界団体等への防止運動推進の文書要請
- イ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場指導時に防止運動を要請
- イ 自動車(道路貨物運送業)監督時に防止運動を周知

(3) 協賛者

- ア 事業場が行う防止運動活動に対する支援
- イ 機関誌等による広報活動

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。

安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。

交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。

適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。

適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。

乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。

交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。

健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 防止運動として、交通労働災害防止の研修実施

イ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の 、 、 、 の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(死亡災害被害者の多くが高齢者によるもの)

(エ) 次の事項を推進する。

走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。

悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。

交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。

配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。

配達時において「安全作業のポイント7」を励行させる。

ウ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

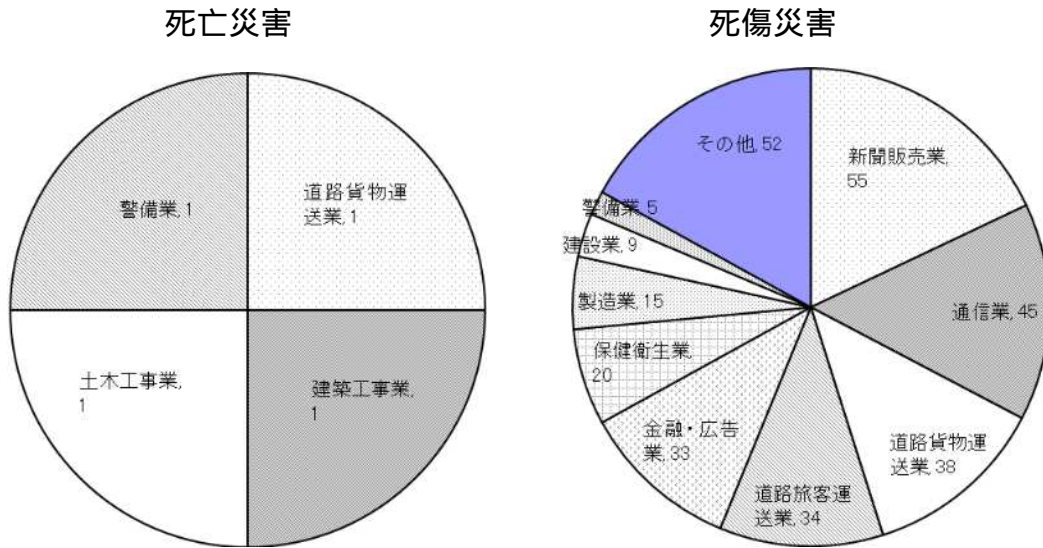
(イ) 次の事項を推進する。

リスクアセスメント(危険有害性の調査)を進める。

陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

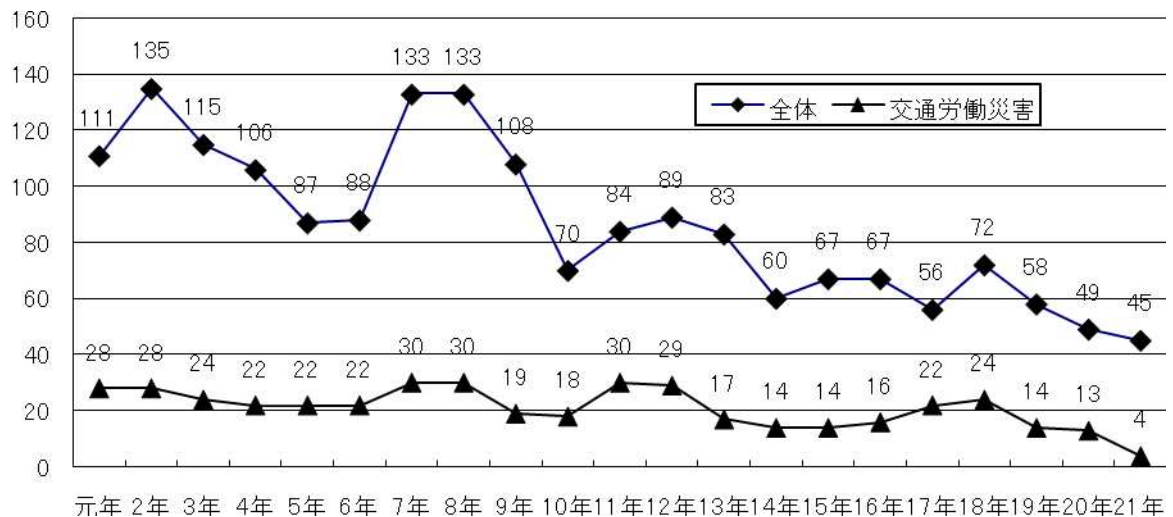
(参考)

兵庫県内の平成 21 年交通労働災害発生状況(単位：人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上災害

兵庫県内死亡災害発生状況(平成元年～平成21年)(単位：人)



業種別の交通労働災害発生状況

(1) 死亡災害

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	その他	合計
18年	6	8		1	2	7	24
19年		3	1	1	3	6	14
20年	4	3	1	2		3	13
21年		1		1	2		4

(2) 休業4日以上の死傷災害

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
18年	54	55	56	19	21	78	25	25	26	13	41	413
19年	58	42	34	14	23	57	24	24	22	23	49	370
20年	60	49	48	12	6	52	30	21	18	17	52	365
21年	55	38	34	5	9	45	20	33	23	15	29	306

(3) 平成22年1月～6月の業種別交通労働災害発生状況

区分	新聞販売業	道路貨物運送業	道路旅客業	警備業	建設業	通信業	保健衛生業	金融広告業	商業(新聞販売業除く)	製造業	その他	合計
死亡		2	1							1		4
死傷	24	11	14	2	4	20	5	11	9	6	15	121

兵労発基第663号の2
平成22年8月10日

別記・関係機関等の長 殿

兵庫労働局長

秋の交通労働災害防止運動の実施について

時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫労働局といたしまして、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしたところです。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。

別記

協賛依頼先	要請先
国土交通省神戸運輸監理部	兵庫陸運部長
兵庫県	兵庫県知事
兵庫県警察本部	兵庫県警察本部長
社団法人兵庫労働基準連合会	会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	兵庫県支部長
社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部	近畿地区本部長
神戸新聞社	

協力依頼先	要請先
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部	支部長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部	総支部長
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部	支部長
(社)建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部	支部長
(社)日本クレーン協会 兵庫支部	支部長
(社)日本ボイラ協会 兵庫支部	支部長
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部	支部長
RSTトレーナー会 兵庫県支部	支部長
(独)労働者健康福祉機構 兵庫産業保健推進センター	所長
(社)兵庫県タクシー協会	会長
(社)兵庫県バス協会	会長